

## ウルグアイの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

ウルグアイ東方共和国（スペイン語では「República Oriental del Uruguay」。英語では「Oriental Republic of Uruguay」。以下「ウルグアイ」<sup>2</sup>という）は、南米大陸南東部に位置し、西側はアルゼンチン、北東側はブラジルに隣接し、南側は大西洋に面し、「おにぎり」の形をした立憲共和制国家である。ウルグアイ川の東側にあることから、国名に「東方」という語が付けられている。ウルグアイは、日本から見ると、ほぼ地球の反対側にあり、時差は12時間である。全土が温帯気候に属し、農牧業が盛んである。面積は日本の約半分、人口は約350万人である。首都はモンテビデオ、公用語はスペイン語である（但し、憲法には、公用語に関する規定は無い）。

多くの日本人にとって、「ウルグアイ」の名を有名にしたのは、「ウルグアイ・ラウンド」であろう<sup>3</sup>。「ウルグアイ・ラウンド」とは、1986年から1994年までの間、貿易自由化・多角的貿易を促進するために行われた通商交渉のことであり、GATTを改組して世界貿易機関（WTO）を設立すること等が決定された。また、「ウルグアイ・ラウンド」では、「サービスの貿易に関する一般協定」（GATS）、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）等が成立した。

現在のウルグアイのある地域には、もともと先住民が居住していたが、1516年にスペインの探検家フアン・ディアス・デ・ソリスがラプラタ川の河口に到達した。その後、スペイン人とポルトガル人が入植して係争が生じたが、結局、スペインの支配が確立し、「バンダ・オリエンタル」と呼ばれるようになった。しかし、1811年に、ホセ・アルティガスによる独立闘争が勃発し、1814年には、「バンダ・オリエンタル」は東方州として再編され、「連邦同盟」が創設された。1816年にポルトガル軍がブラジルから当該地域に侵攻し、1821年にはブラジルに併合された。しかし、アルゼンチンの支援により、ブラジルに対する独立運動が展開され、1825年8月25日にウルグアイは独立宣言を行った。但し、ウルグアイが正式に独立を果たしたのは、1828年にアルゼンチンとブラジルの間で結ばれた「モンテビ

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 「ウルグアイ」という国名の由来については諸説あるが、先住民族であるグアラニー族の言葉で、「ウルという鳥の来る川」を意味するという説が有力である。

<sup>3</sup> 1986年にウルグアイの保養地であるプンタ・デル・エステで開始宣言が行われたことから、「ウルグアイ・ラウンド」と呼ばれるようになった。

デオ条約」によってであった。

その後、ウルグアイでは内戦等による混乱もあったが、20世紀になると、スイスをモデルとした社会経済改革が行われた。その結果、「南米のスイス」と呼ばれるほど、福祉国家として発展した。1917年には、ラテンアメリカで最初の議会制民主主義国となった。1973年に軍部がクーデターを起こし、議会は解散され、軍政が敷かれた。しかし、1984年に大統領選挙が実施され、1985年に民政に移管された<sup>4</sup>。

ウルグアイは、アルゼンチンとブラジルという大国に挟まれた小国であるため、前述したように、歴史的には、両国に翻弄された苦い経験を有するが、経済的にみれば、ウルグアイがアルゼンチンとブラジルという大国に隣接していることは、大きなメリットであるともいえる。しかも、ウルグアイは、ラテンアメリカ諸国の中でも随一の政治的安定性を有する。

ウルグアイは、南米の他の諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、南米南部共同市場（メルコスール。スペイン語では「MERCOSUR」）は、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995年に発足した。現在の加盟国は、ウルグアイのほか、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ベネズエラ及びボリビアの6か国であり、準加盟国は、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー及びスリナムの6か国である。メルコスールは、モンテビデオに事務局を置いている。

ウルグアイの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。ウルグアイは歴史的にスペインとの繋がりが深く、また、公用語はスペイン語であることから、ウルグアイの法制度は多くの点で、スペインの法制度の影響を受けている<sup>5</sup>ほか、フランス法等、他の欧州諸国や米国の法制度の影響を受けている。ウルグアイの主な法源は、条約、憲法、制定法、政令、規則等である。ウルグアイの裁判所による判例には、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていない。判例は、制定法の「解釈」という意味を持つにとどまる<sup>6</sup>。

日本企業のウルグアイ進出が増加するに伴い、日本企業がウルグアイにおける知的財産権問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、ウルグアイの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、ウルグアイの知的財産法制度の概要を紹介することとしたい<sup>7</sup>。

## II 知的財産法全般

<sup>4</sup> 本稿におけるウルグアイの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2019年版』（二宮書店、2019年）438頁等を参照した。

<sup>5</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Uruguay1.html>

<sup>6</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Uruguay1.html>

<sup>7</sup> 本稿の執筆にあたっては、主に、①ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ウルグアイ」の「制度ガイド」、並びに②ウェブページ「Uruguay IP Country Factsheet」等を参照した。

<https://www.ipso.go.jp/system/laws/gaikoku/iprsupport/miniguide.html>

[https://www.latinamerica-ipr-helpdesk.eu/sites/default/files/factsheets/cfs\\_uruguay.pdf](https://www.latinamerica-ipr-helpdesk.eu/sites/default/files/factsheets/cfs_uruguay.pdf)

ウルグアイの「憲法」<sup>8</sup>には、知的創作物、著作者・発明者・芸術家の権利が法律により保護される旨の明文規定が置かれている（33条）。

また、「特許・実用新案・意匠法」<sup>9</sup>（1999年9月2日制定）、「商標法」<sup>10</sup>（1998年9月25日制定）、「文学的・芸術的財産法」<sup>11</sup>（1937年12月17日制定）、「著作権・隣接権法」<sup>12</sup>（2003年1月10日制定）等により、ウルグアイの知的財産法の主な制度が形作られている。

ウルグアイは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、WIPO 設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）、標章の登録のため商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO 著作権条約、実演家等保護のためのローマ条約、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）等である。なお、ウルグアイは、特許協力条約（PCT）、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書には、いまだ加盟していない。

知的財産権に関連するウルグアイの政府機関のうち最も主要なものである国家産業財産庁（National Directorate of Industrial Property (DNPI) <sup>13</sup>は、首都モンテビデオに設立され、特許出願、実用新案出願、意匠出願、商標出願の審査等の業務を行っている。また、著作権については、教育文化省（Ministry of Education and Culture）<sup>14</sup>の著作権審議会（Copyright Council）が管轄権を有している。著作権審議会も、首都モンテビデオに設立されている。

### III 特許・実用新案

#### 1 概要

前述したとおり、特許・実用新案については、「特許・実用新案・意匠法」に規定されている。「特許・実用新案・意匠法」における特許・実用新案に関する規定の大部分は、特許

<sup>8</sup> ウルグアイ憲法のスペイン語原文（2004年改正までを反映したもの）は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=7541>

また、ウルグアイ憲法の英訳（但し、2004年改正が反映されていないもの）は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.parliament.am/library/sahmanadrutyunner/Uruguay.pdf>

<sup>9</sup> <https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/3947>

<sup>10</sup> <https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/3946>

<sup>11</sup> <https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/7531>

<sup>12</sup> <https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/3978>

<sup>13</sup> <https://www.miem.gub.uy/>

<sup>14</sup> <https://www.gub.uy/ministerio-educacion-cultura/>

に関するものであるため、本稿では、まず特許について概要を説明し、その後、実用新案の特徴を紹介することとしたい。

## 2 発明

「特許・実用新案・意匠法」によると、出願に係る発明が、①発見、科学的理論又は算術的方法の場合、②遊戯方法、ルールに該当する場合、③文学、芸術作品の場合、④コンピュータ・プログラムに該当する場合、⑤単なる情報の提供に過ぎない場合等が、不特許事由とされている<sup>15</sup>。

発明に特許権が付与されるためには、①新規性、②進歩性、③産業上利用可能性が必要である。新規性については、絶対的新規性が採用されており、出願日又は優先日前に世界のいずれかの国・地域において公表され、公衆に利用可能とされた発明は、新規性を喪失する。但し、一定の場合には、新規性を喪失しないものとされている。

## 3 出願

ウルグアイは、日本と同様に、先願主義を採用している。

出願手続で使用される言語は、スペイン語である。

ウルグアイは「特許協力条約」(PCT)に加盟していないため、PCT出願によりウルグアイでの特許付与を受けることができない。

優先権証明書及びスペイン語訳については、特許出願時に提出する必要はないが、出願日から3か月以内に提出しなければならない。

## 4 審査

出願後は、まず方式要件について審査される。

特許庁が、出願につき方式要件を満たしていないと判断した場合、その旨を出願人に通知する。これに対し、出願人は、30日以内に補正をする必要がある。もし出願人が適切に補正をしなかった場合、出願は拒絶される。

出願人が請求することにより、方式要件を満たす出願は、出願日又は優先日から18か月経過後に公開される。公開後は、誰でも、情報提供を行うことができる。

特許出願については、方式審査のほか、新規性、進歩性及び産業上利用可能性等についての実体審査が行われる。

ウルグアイでは、審査請求制度が採用されているため、出願人は出願日又は優先日から120日以内に審査料金を納付して審査請求を行わなければならない。期限内に審査料金を納付して審査請求しなかった場合には、出願は取り下げられたものとみなされる。

審査の結果、出願に係る発明が、新規性、進歩性及び産業上利用可能性のいずれかの要件を満たしていない等、特許要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行さ

---

<sup>15</sup> 前掲「制度ガイド」3～4頁。

れる。出願人は、拒絶理由通知日から3か月以内に、拒絶理由通知に対して、補正書・意見書を提出して応答することができる。また、出願人は、特許付与前に、特許出願を実用新案出願又は意匠登録出願に変更し、また、特許出願を分割することもできる。補正書・意見書によっても、依然として拒絶理由が解消されていないと判断された場合、最終的に拒絶査定が発行される。

出願人は、拒絶査定が発行日から10日以内に、特許庁に対し、不服申立てを行うことができる。

## 5 特許付与

特許要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、特許付与査定のお知らせが発行される。この場合、出願人は、60日以内に、特許付与料金及び年金を納付しなければならない。納付後、特許登録原簿に登録され、出願人に特許証が発行される。

特許権の存続期間は出願日から20年である。

利害関係者は、特許庁に無効審判を請求することができる。無効理由としては、①特許要件を満たしていないのに特許が付与されたこと、②明細書等の記載が不備であり発明の内容を明確に把握できないこと、③特許を受ける権利を有しない者が特許権者となったこと等が挙げられる。

特許権侵害行為としては、①特許発明に係る物を、製造、販売の申出又は輸入する行為、②特許発明が方法の場合は、特許方法を使用する行為、③特許発明が製造方法の場合は、特許方法により得られた物を、製造、販売の申出又は輸入する行為が挙げられる。

特許権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止及び損害賠償を請求することができる。また、侵害者には、刑事責任が発生する可能性もある。

## 6 実用新案

ここでは、実用新案に特徴的な点について述べたい。

「特許・実用新案・意匠法」によると、実用新案とは、「物品の形状又は構造で、例えば、工具、機械、装置等で、有益な改良又はより優れた結果等が得られる物」をいう<sup>16</sup>。従って、方法については、実用新案として保護を受けることはできない。

実用新案登録出願に必要な書類は、原則として、特許出願の場合と同じである。但し、特許出願の場合とは異なり、実用新案登録出願の場合は、必ず図面を提出する必要がある。

実用新案権が付与されるためには、特許権の場合とは異なり、高度な「進歩性」は不要であり、新規性及び産業上の利用可能性が必要とされている。新規性は、特許の場合と同様、絶対的新規性が採用されており、出願日又は優先日前に世界のいずれかの国・地域において公表され、公衆に利用可能とされた発明は、新規性を喪失する。但し、一定の場合には、新規性を喪失しないものとされている。

<sup>16</sup> 前掲「制度ガイド」8頁。

出願人が請求することにより、方式要件を満たす出願は、出願日又は優先日から 18 か月経過後に公開される。公開後は、誰でも、情報提供を行うことができる。

実用新案の場合も、特許の場合と同様、方式審査の後、実体審査が行われる。ウルグアイでは、審査請求制度が採用されているため、出願人は出願日又は優先日から 120 日以内に審査料金を納付して審査請求を行わなければならない。期限内に審査料金を納付して審査請求しなかった場合には、出願は取り下げられたものとみなされる。

審査の結果、実用新案の要件を全て満たしていると判断された場合、出願人に対し、実用新案証が発行される。他方、実用新案のいずれかの要件を満たしていないと判断された場合、出願人に対し、拒絶理由通知が発行される。出願人は、拒絶理由通知に対して、補正書・意見書を提出して応答することができる。提出された補正書・意見書によっても、依然として拒絶理由が解消されていないと判断された場合、最終的に拒絶査定が発行される。

実用新案権の存続期間は出願日から 10 年であるが、1 回に限り 5 年の存続期間延長が可能である（期間延長された場合、存続期間の合計は 15 年となる）。

実用新案権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止及び損害賠償を請求することができる。

## IV 意匠

### 1 要件

意匠とは、「装飾的かつ独創的な物品の外観」をいう<sup>17</sup>。

「特許・実用新案・意匠法」によると、①意匠の定義に合致しない意匠、②機能に不可欠の形状からなる意匠、③具体的でない意匠、④公序良俗に反するおそれがある意匠等が、不特許事由とされている<sup>18</sup>。

### 2 出願

ウルグアイは、日本と同様に、先願主義を採用している。

出願手続で使用される言語は、スペイン語である。

### 3 審査

出願後は、まず方式要件について審査される。

特許庁が、出願につき方式要件を満たしていないと判断した場合、その旨を出願人に通知する。これに対し、出願人は、一定期間内に補正をする必要がある。もし出願人が適切に補正をしなかった場合、出願は拒絶される。

出願人が請求することにより、方式要件を満たす出願は、出願日又は優先日から 12 か月経過後に公開される。公開後、利害関係者は、情報提供を行うことができる。

---

<sup>17</sup> 前掲「制度ガイド」10 頁。

<sup>18</sup> 前掲「制度ガイド」11 頁。

特許出願については、方式審査のほか、新規性等についての実体審査が行われる。

新規性は、特許の場合と同様、絶対的新規性が採用されており、出願日又は優先日前に世界のいずれかの国・地域において公表され、公衆に利用可能とされた意匠は、新規性を喪失する。但し、一定の場合には、新規性を喪失しないものとされている。

審査の結果、出願に係る意匠が、新規性等の意匠登録要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行される。

#### 4 登録

登録要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、意匠付与査定のお知らせが発行される。この場合、出願人は、60日以内に、意匠付与料金を納付しなければならない。納付後、登録され、出願人に登録証が発行される。

意匠権の存続期間は出願日から10年であるが、1回に限り5年の存続期間延長が可能である（期間延長された場合、存続期間の合計は15年となる）。

意匠権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止及び損害賠償を請求することができる。

### V 商標

#### 1 商標

「商標法」によると、「商標」とは、「他人の商品又は役務と商品又は役務を識別することができる標識」をいう<sup>19</sup>。立体商標のほか、香り、音の商標も登録が可能である。普通商標のほか、証明商標、団体商標等も認められている。

不登録事由としては、①国家の名称、国家機関の表象・印章、②国際機関の記章、③商品・役務の一般的名称、④公序良俗違反、⑤登録商標と同一又は類似する商標であって、同一又は類似する商品又は役務に使用される商標等がある<sup>20</sup>。

#### 2 出願

ウルグアイは、先願主義及び一商標多区分制を採用している。

出願手続で使用される言語は、スペイン語である。

ウルグアイは「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」に加盟していないため、マドプロ出願によりウルグアイでの商標登録を受けることができない。

優先権証明書及びスペイン語訳については、特許出願時に提出する必要はないが、出願日から3か月以内に提出しなければならない。

#### 3 審査

<sup>19</sup> 前掲「制度ガイド」13頁。

<sup>20</sup> 前掲「制度ガイド」14頁。

出願人から出願書類が提出されると、特許庁は、方式及び登録要件について審査を行う。出願が出願日を認定するに十分な要件を満たす場合、商標出願は公開される。出願公開に対して、第三者は、異議申立てを行うことができる。

出願公開後、方式審査を通過した商標登録出願につき実体審査が行われる。

出願された商標が、登録要件を満たしていないと判断された場合は、出願人に対し、拒絶理由通知が送付される。出願人は、30日以内に、意見書及び補正書を提出し、拒絶理由を解消しなければならない。意見書及び補正書の提出により拒絶理由が解消されたと審査官が判断したときは、登録査定を受けることになる。

拒絶査定を受けた出願人が当該査定に不服である場合は、査定日から10日以内に、特許庁に対し、不服申立てを行うことができる。

#### 4 登録

異議申立てがなく、且つ登録要件を満たしていると判断された場合、商標登録され、登録証が発行される。

商標権は登録日から発生し、その存続期間は登録日から10年であり、10年ごとに何回でも更新が可能である。更新申請は、原則として、期間満了前6か月以内に行わなければならない。

商標権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止及び損害賠償を請求することができる。また、侵害者には、刑事責任（3か月以上6年以下の禁固）が発生する可能性もある。

ウルグアイでは、従来、商標登録の不使用取消制度は無かった。しかし、2014年の商標法改正により、商標登録の不使用取消制度が新たに導入された。即ち、①商標登録又は更新後5年以上、商標権者等により当該商標登録が使用されていない場合、又は②当該商標登録の使用が5年以上連続で中断している場合に、当該商標登録の不使用取消請求を行うことができる。但し、商標権者が、当該商標登録の不使用につき正当な理由があることを証明した場合には、取消を免れることができる。なお、商標権者が、当該商標登録の一部の指定商品又は役務のみについての使用証拠を提出した場合であっても、他の全ての指定商品又は役務について、取消を免れることができる。

出願人は、出願時及び更新時には、当該商標の使用義務を負わない。

## VI 著作権

### 1 概要

著作権については、「文学的・芸術的財産法」及び「著作権・隣接権法」に規定されている。

### 2 著作物



ウルグアイの「文学的・芸術的財産法」及び「著作権・隣接権法」によると、著作権の保護の対象となる著作物は、あらゆる分野にわたっており、書籍、音楽、彫刻、コンピュータ・プログラム等、現在又は将来の手段で複製又は開示される可能性のある芸術的、文学的、科学的作品である。但し、アイデア、数学的概念等は除かれる。

### 3 著作権

著作権とは、著作物を公表、発行、展示、公演、譲渡、翻訳、頒布及びその他の形式で利用する権利である。著作権には、人格的権利と経済的権利がある。

原則として、著作権は、著作者の生存期間中及びその者の死亡したときから 50 年間保護される。

### 4 無方式主義

ウルグアイでも、日本と同様、著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。

しかし、著作権侵害を主張するためには、著作権登録を任意で行っておくことが望まれる。著作権登録の申請手続は、教育文化省の著作権審議会に対して行う。申請手続にあたっては、①著作者の委任状及び著作者の身分証明書のコピー、②著作者の完全な情報（氏名、住所、国籍）、③（著者と申請者が同一人物でない場合は、）申請者の完全な情報（氏名、住所、国籍）が必要である<sup>21</sup>。

もし、著作権登録を行わない場合は、著作権の所有を裏付ける証拠として、著作物の創作プロセスの記録等を保存しておくことが重要といえる。

### 5 著作権の保護

著作権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止及び損害賠償を請求することができる。

ウルグアイは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO 著作権条約、実演家等保護のためのローマ条約、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約に加盟している。外国の著作物についてウルグアイで著作権の保護を受けるためには、当該著作物が最初に公表された外国の著作権保護要件、又はウルグアイが加盟している条約の著作権保護要件を満たす必要がある。そのような保護要件を満たしていれば、日本を含む加盟国の著作物の著作権はウルグアイでも保護される。

### 6 著作権管理団体

著作権管理団体は、著作権者から委託を受けて著作権を管理すること（例えば、著作権使用料を著作権者に代わって徴収すること）を目的とする非営利の団体である。以下の団体が、

<sup>21</sup> 前掲「Uruguay IP Country Factsheet」3 頁。

ウルグアイ教育文化省の著作権審議会によって承認されている<sup>22</sup>。

- ・ウルグアイ著作権保有者協会 (Uruguay's Association of Copyright Holders, AGADU)
- ・ウルグアイ芸術家・実演家協会 (Uruguay's Society of Artists and Performers, SUDEI)
- ・ウルグアイ蓄音機・ビデオプロデューサー会議所 (Uruguay's Chamber of Phonogram and Video Producers, CUD)
- ・ウルグアイ国家放送協会 (National Association of Uruguayan Broadcasters, ANDEBU)
- ・ウルグアイ情報技術会議所 (Uruguayan Information Technology Chamber, CUTI)

## Ⅶ エンフォースメント

### 1 総説

ウルグアイにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関での差止がある。

ウルグアイは、知的財産法制度の整備だけでなく、実際のエンフォースメントについても積極的に努力が行われてきているが、なお改善の余地があるのが現状である。

### 2 民事的手段（民事訴訟）

#### （1）知的財産権者の救済手段

知的財産権者としては、民事的手段（民事訴訟）により、権利侵害行為の差止、侵害により被った損害の賠償等を請求することができる。

ウルグアイにおける知的財産権侵害事案においては、仮差止の制度も利用価値がある。仮差止は、被疑侵害者に気付かれないように知的財産権者が準備を進め、突然、裁判所職員が、被疑侵害行為の場所に行き、被疑侵害行為を暫定的に差し止め、証拠を確保するものである。仮差止は、被疑侵害者が証拠を隠滅又は破壊することを防ぐという大きな利点がある。仮差止を裁判所に認めてもらうために、知的財産権者は、自己が合法的権利を有していること、差止が遅れて侵害が継続すると自己の利益が損なわれるリスクがあることを立証する必要がある。

#### （2）ウルグアイの裁判所

ウルグアイの通常の司法裁判所の系列には、①治安裁判所及び第一審裁判所、②控訴裁判所、及び③最高裁判所がある。

治安裁判所及び第一審裁判所は、行政、民事、刑事、税務、少年及び労働に関する事件を管轄する。

控訴裁判所は、それぞれ、3名の裁判官から構成される。控訴裁判所は全部で16か所あるが、そのうち、7か所は民事事件、4か所は刑事事件、3か所は労働事件、2か所は家事

<sup>22</sup> 前掲「Uruguay IP Country Factsheet」3頁。

事件に特化している。

最上級司法裁判所であり終審裁判所である最高裁判所は、5名の最高裁判所裁判官から構成される。最高裁判所は、違憲法令審査権を有する。裁判所がある法令を違憲と判断したとしても、その違憲判決の効力は当該訴訟事件についてのみ及ぶ（個別的効力）だけであり、当該法律が一般的に無効となる（一般的効力）わけではない。

ウルグアイの裁判所は、独自の予算を有しており、ラテンアメリカ諸国の中でも最も独立性が高いといわれている。

### （3）ウルグアイの民事訴訟手続

ウルグアイの民事訴訟手続に関しては、2つの基本的な法律がある。即ち、「司法官及び裁判所組織に関する法律」（1985年）と「一般訴訟法典」（1988年）である<sup>23</sup>。

ウルグアイの民事訴訟では、従前、口頭弁論が無く非公開の書面主義の手続が採用されていた。しかし、ウルグアイでは、「イベロ・アメリカ手続法研究所」が作成した「モデル法典」を参考にして、若干の修正を加えて策定された「一般訴訟法典」が1989年に施行された。これにより、ウルグアイの民事訴訟において、迅速な訴訟、集中審理、口頭弁論及び訴訟の公開等の特徴とする新しい制度が採り入れられた。この新しい制度は、オーストリアや米国の準備的口頭弁論の制度を取り入れたものである<sup>24</sup>。

ウルグアイの民事訴訟手続は、4年以上かかるとの指摘がある<sup>25</sup>。

なお、ウルグアイの民事訴訟においては、陪審制は行われていない。

## 3 刑事的手段（刑事訴訟）

一定の知的財産権を有する権利者は、被疑侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、告訴状及び証拠等を関連当局に提出することにより、刑事告訴を行うことができる。

刑事的手段は、警察・検察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、捜索・差押等の強制処分を行うことにより、被疑侵害行為の差止を比較的短期間で実現できる可能性があり、また、侵害者を拘禁刑に処することができる可能性もあるため、事案によっては強力な手段となり得る。

従来、ウルグアイでは、商標権侵害を理由とする刑事訴訟が提起されると、押収された被疑侵害物品は、判決が下るまで、倉庫に保管されるのが通常であった。しかも、刑事裁判が長期化することにより、商標権者又は国家が負担する倉庫保管料が高額になることも少なくなかった。そこで、2016年改正商標法により、押収された被疑侵害物品は、裁判官によ

<sup>23</sup> Adolfo Gelsi Bidart 著、大濱しのぶ訳「ウルグアイ報告（1）」（『訴訟法における法族の再検討』（中央大学出版部、1999年）所収）512頁。

<sup>24</sup> Enrique Vescovi 著、力丸祥子訳「ウルグアイ報告（2）」（『訴訟法における法族の再検討』（中央大学出版部、1999年）所収）522頁。

<sup>25</sup> 前掲「Uruguay IP Country Factsheet」10頁。

り侵害品と特定された時点で、直ちに廃棄し又は慈善目的で再利用することができるようになった<sup>26</sup>。

#### 4 税関での差止

知的財産権者にとっては、税関での差止も有効な手段であるといえる。

ウルグアイ税関での差止措置は、国家税関局（Dirección Nacional de Aduanas, DNA）によって管理されている。国家税関局は、税関における監視、密輸の防止、製品の検査を管轄している。ウルグアイでは、税関での差止措置は、「税関法」<sup>27</sup>（1984年12月7日制定）によって規制されている。「税関法」には、知的財産に関して、TRIPS協定の内容が盛り込まれている。国家税関局は、偽造品又は海賊版の輸入により、知的財産権が侵害され又はそのおそれがあると信じる有効な根拠がある場合、その違法行為を防止することができる。

ウルグアイ税関での差止を申し立てるためには、①税関での差止の申立書、②知的財産権を有することの証明書、③（代理人により申し立てる場合は）委任状、④法的手続が裁判所に提起されていることの証明書、⑤侵害品又は偽造品のサンプルを、国家税関局に提出する必要がある。なお、上記④について留意すべきであるのは、国家税関局への申立てだけでは、侵害の最終的な解決には不十分であり、法的手続を裁判所に提起する必要があるということである。税関は、知的財産権侵害事件を解決する権限のある当局ではなく、実際に被疑侵害物品の一時的差止を行う権限が与えられているにすぎない。本当に知的財産権を侵害したといえるか否かについては、最終的には裁判所が判断することになる。

知的財産権者としては、あらかじめ、国家税関局に対し、「任意登録」を行っておくことが有効である。「任意登録」は、ウルグアイの全ての税関で、自己の知的財産権の保護を要求する意思を表明するものである。知的財産権者が「任意登録」を行うためには、①知的財産権者に関する情報、②国家産業財産庁への知的財産権の登録の証明書、③知的財産権に関連する製品のサンプル、④（もしあれば）侵害品又は偽造品に関する情報、⑤（もしあれば）ウルグアイにおけるライセンシー、⑥ウルグアイ国内の代表者又は代理人の氏名、住所、電話番号等を知らせる必要がある<sup>28</sup>。

#### IX おわりに

以上、ウルグアイの知的財産法制度の概要を紹介したが、ウルグアイの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。また、ウルグアイの知的財産に関する法令は、（若干の英語訳はあるものの、）スペイ

<sup>26</sup> <https://trademark.jp/ip/detail/i20160927>

<sup>27</sup> <https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/3973>

<sup>28</sup> 本稿における「税関での差止」の記述に関しては、主に、前掲「Uruguay IP Country Factsheet」11～13頁を参照した。

ン語で記述されており、日本の知的財産法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。ウルグアイの法制度の概要を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「Update: A Guide to Uruguay's Legal System and Research」<sup>29</sup>等が参考になる。また、ウルグアイの知的財産法制度の概要を英語で知るための情報源としては、例えば、「Uruguay IP Country Factsheet」<sup>30</sup>がある。

前述したように、アルゼンチン及びブラジルに隣接し、メルコスール加盟国であるウルグアイの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、ウルグアイの知的財産法の動向については引き続き注視していく必要があるだろう。

※ 初出：『特許ニュース No.15110』（経済産業調査会、2020年、原題は「世界の知的財産法 第31回 ウルグアイ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

<sup>29</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Uruguay1.html>

<sup>30</sup> [https://www.latinamerica-ipr-helpdesk.eu/sites/default/files/factsheets/cfs\\_uruguay.pdf](https://www.latinamerica-ipr-helpdesk.eu/sites/default/files/factsheets/cfs_uruguay.pdf)